

環 政 第 9 0 号

平成 29 年 4 月 20 日

一般社団法人富山県建設業協会

会長 近藤 駿明 様

富山県生活環境文化部長



「低濃度 P C B 含有廃棄物に関する測定方法」の改訂について（通知）

平素から、本県の廃棄物行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申しあげます。

さて、これまで高濃度 P C B 廃棄物とされてきた P C B 入り廃感圧複写紙（以下「廃感圧紙」という。）について、実際には P C B 含有量が 5,000mg/kg 以下のものが多く含まれており、これらは低濃度 P C B 廃棄物として無害化処理認定施設等で処理が可能となります。

このため、環境省から、廃感圧紙に含まれる P C B の分析方法を定め、別添写しのとおり「低濃度 P C B 含有廃棄物に関する測定方法」を改訂したと通知がありました。

つきましては、本通知の内容に留意するとともに、貴会員に対し周知くださるようお願いいたします。

なお、測定方法本文については、環境省ウェブサイトからダウンロードしていただくようお願いいたします。

(http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/lc_method_v3rev.pdf)

【事務担当】

環境政策課廃棄物対策班 石倉

TEL : 076-444-9618 (直通)

FAX : 076-444-3480



環 廃 産 発 第 1704113 号

平 成 29 年 4 月 11 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法」の改訂について（通知）

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成 18 年環境省告示第 98 号）第 2 項第 1 号から第 3 号に掲げる産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の含有量が 5,000mg/kg 以下のものの該当性を確認するための測定方法については、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 2 版）」（以下「第 2 版」という。）をとりまとめ、平成 26 年 9 月 5 日付け環廃産発第 1409052 号により「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 2 版）」に関して通知したところである。

今般、第 2 版に所要の事項を追記し、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 3 版）」を別添のとおりとりまとめたので通知する。

貴職におかれましては、同資料について、管内の PCB 廃棄物の保管事業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に対する周知、指導をよろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

